

ウクライナ避難民就労可能

政府方針 在留資格変更を容認

政府は十五日、ロシア軍の侵攻でウクライナから逃れた避難民の受け入れについて、現行の「短期滞在」（九十日）の在留資格から就労が可能な「特定活動」（一年）への変更を認める方針を明らかにした。日本に身元を保証する親類がいない場合、人道的配慮が必要であれば特例的に入国

を許可する方向でも調整に入った。国連の推計では数カ月で四百万人以上の避難民への支援が必要になるとされており、国際社会との連携を示す。

短期滞在の在留資格では就労ができず、可能となる資格への変更を求める声が相次いでいた。

岸田文雄首相は松野博一

官房長官や古川禎久法相ら関係閣僚に受け入れの態勢づくりを指示。松野氏はその後の会見で、滞在先確保や生活用品給付、就労、就学を挙げ「支援の在り方など、政府全体の対応を至急検討している」と述べた。古川氏は会見で、在留資格の変更受け付けを表明。「避難民の置かれている状

況に十分配慮し、柔軟に対応していく」と説明した。住居や就労機会の提供を検討している自治体や企業の情報を集約し、避難民に伝える。

出入国在留管理庁によると、日本が十三日までに受け入れた避難民は四十七人。全員に短期滞在の資格が与えられている。特定活動が付与されれば就労が可能となるほか、住民登録もできる。

◇ 国際移住機関（IOM）は十五日、ウクライナからの避難民が三百万人を超えたと発表した。（共同）